



多様性を地域の力に!

北海道議会議員 民主・道民連合

ふちがみ綾子

道政通信 Vol.22

2024 年冬号

ふちがみ綾子道政事務所

♡ はじめに

～ 初めての代表格質問 ～

毎定例会に行われる代表質問・代表格質問では、主に予算や重要政策、知事の施政方針など、広範で重要なテーマに関することが議論となり、前半の山場となります。民主・道民連合の政策審議会のメンバーを中心に質問を作成し、会派の代表者から質問を行います。代表格質問は一般質問 2 回分の取り扱いで、時間は 40 分(再質問 20 分、再々質問 10 分)です。質問者は会派の役員などから順番にあたり、第 4 回定例会ではわたしに回ってきました。

宿泊税、優生保護法については報道等でも取り上げられました。質問の作成にあたり、ご意見をお寄せいただいたみなさまに心より感謝申し上げます。



質問項目

- 知事の政治姿勢について
 - 地方創生 10 年間の検証を踏まえた今後の対応について
 - 人口減少対策について
 - 北海道創生総合戦略並びに地域振興条例について
- GX特区における税制優遇について
 - 条例提案に当たっての考え方について
 - 道内への企業誘致の促進について
- 防災・減災、国土強靱化への対応について
- 知事公館・近代美術館エリアについて
 - 近代美術館リニューアル基本構想(素案)について
 - 知事公館・近代美術館エリア活用構想(素案)について
- 医療・福祉課題について
 - 旧優生保護法について
 - 北海道子ども計画について
 - 保育士の確保について
- 経済と雇用対策について
 - 物価高騰対策について
 - フリーランスの環境整備について
 - ラピダスについて
- エネルギー政策について
 - 高レベル放射性廃棄物の最終処分場選定問題について
 - 再生可能エネルギーの活用に関する課題について
- 宿泊税について
- 交通・物流政策について
 - JR 北海道の路線維持問題について
 - 鉄路の安全性について
- 環境政策について(ヒグマ対策について)
- 建設政策について
- 第 1 次産業の振興について
 - 農業政策について
 - 水産政策について
- 人権施策の推進について
 - 子ども権利保障について
 - パートナーシップ制度について
- 北方領土返還要求運動等について
- 教育課題について
 - いじめ対応について
 - 不登校対応について
 - 子どもの自殺対策について
- 警察署の再編整備計画について

♡ 宿泊税について

本道観光の飛躍的な成長と持続的な発展に向け、観光振興を目的として新税(宿泊税)の導入に向けてこれまで検討が進められてきており、第4回定例会で北海道宿泊税条例が可決されました。再来年の4月からの導入に向け協議が進められます。詳細についてはこちらをご覧ください。

観光振興を目的とした新税について
<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kkd/191976.html>



議論のプロセスについて

道の案は段階的定額制(1人1泊あたりの課税)であるのに対し、倶知安町ではすでに2019年から定率制で導入されており、異なる2つ方式での課税による事務負担の増大が懸念されていました。代表格質問では民主・道民連合から町との協議継続と納得感の醸成を求めたのに対し、知事からは「町の要望や地域の実態を丁寧に伺いながら負担軽減に向けた検討に徹底して取り組む」との答弁でした。

ところが、最終日前々日の予算特別委員会知事総括において、その日の午前中に知事と倶知安町長が電話で話し、町内は定率制を基本とし、道宿泊税による税収に相当する額を道に交付する場合は、道宿泊税を課税しないということで合意し、条例案の修正が必要であるとの答弁がありました。これを受け、最終日前日の総務委員会で与党会派から修正案が提出されました。条例の根幹にかかわる変更にも関わらず、関連する委員ではない議員や、これまで調整を続けてきた市町村や関係事業者などに何の説明もなく、この修正による課題や疑問、他の市町村への影響などについて審議が十分に尽くされていません。民主・道民連合からは、条例案を撤回し、十分な協議期間を保障した上で修正を行い、再度提出すべきとの動議を出しましたが、賛成少数で否決、修正案は賛成多数で可決されました。修正内容について一定の理解はできますが、突然の修正にかかる一連のプロセスは不透明であまりに強引と言わざるを得ません。

今後、各市町村、関連事業者などへの丁寧な説明と協議、定率制を導入した自治体の事業者への交付金の取り扱い、総務省の合意に向けた取り組みなど対応が必要な課題が多く残っています。

6. 新税の概要(道案)

観光振興を目的とした新税の考え方

項目	新税の概要(道案)
税目名	宿泊税(法定外目的税)
税収の使途	北海道観光の高付加価値化、観光サービス・観光インフラの充実・強化、危機対応力の強化等、北海道観光の振興を図る施策に要する費用に充てる。
課税客体	北海道内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル、又は簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅
課税標準	上記宿泊施設への宿泊数
納税義務者	上記宿泊施設への宿泊者
税率	一人一泊について、宿泊料金が 2万円未満の場合 100円 2万円以上5万円未満の場合 200円 5万円以上の場合 500円
非課税事項	修学旅行その他学校行事に参加する者及びその引率者
徴収方法	特別徴収
特別徴収義務者交付金	導入当初5年間は、3.5%を交付
課税を行う期間	条例の施行後5年を目途として、社会経済情勢の推移等を勘案し、この条例の規定について、適時、検討の機会を設け、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

— 宿泊税に関する倶知安町と道との合意について —

協議経過について

- 道が段階的定額制による宿泊税の導入を検討する一方、先行して定率制で宿泊税を導入している倶知安町との間で、**2つの異なる方式で税を徴収することになる町内の事業者の方々の負担軽減が大きな課題**となっていた。
- 町は、「町内においては道税を定率制とする税制度」の実現を求め、道は町とともに、その可能性を検討してきたが、**段階的定額制を前提とすると、制度設計上の課題を解消することができず、ご要望に応える制度の構築には至らなかった。**
- こうした中、負担軽減策に加え、さまざまな方策について協議を継続した結果、制度面の歩み寄りを行うことが重要との認識に至り、12月10日、**双方の制度を見直すことを基本とすることについて、最終合意に至った。**

合意内容について

- ① 町内は、定率制を基本としながら、両者が納得できる制度の方向性を協議し、今後、双方の制度を修正していくこと。
- ② その具体的な内容として、道宿泊税の税収に相当する額を道に交付する場合は、道税を倶知安町内には課税しないことを基本とすること。
- ③ 今回の案で、国の同意が得られなかった場合には、元の道案、即ち、段階的定額制に戻ること。

♡ 北海道カスタマーハラスメント防止条例

「カスタマーハラスメント」とは、従業者等に対する顧客等からの要求、言動等のうち、その態様や程度が社会通念上不相当なものであって、当該要求、言動等により、従業者等の就業環境が害される行為を指します。わたしとしても、人権の観点から質問に取り上げる、学習会に参加する、団体とともに道への要請行動を行うなどカスハラ防止に向けて取り組んできたところです。第4回定例会冒頭で「北海道カスタマーハラスメント防止条例」が全会一致で可決されました。全国で2例目、議員提案では初となります。今後、具体的な事例などについて盛り込まれた指針の策定が進められます。この条例は2025年4月から施行されます。



北海道カスタマーハラスメント防止条例について
<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/rkr/hokkaido-kasuhara.html>



♡ 食品ロス削減

食品ロスの削減はSDGsの12番『つくる責任つかう責任』に掲げられている項目です。食品ロスは毎年およそ国内では612万トン、道では33万トンと推計されており、ひとりあたり毎日ごはんお茶碗1杯分にあたります。道では食品ロス削減に向けて2016年から「どさんこ愛食食べきり運動」を展開しており、2021年には北海道食品ロス削減推進計画を策定し、「道民運動として、一人一人が食品ロスの削減を実践～生産地だからこそ“もったいない”の心を大切に！～」と掲げています。わたしとしてもこれまで議会で質問するほか、会食等の際に保存容器を持参して余ったら持って帰るなど積極的に取り組んできたところです。現在、北海道食品ロス削減推進条例の制定に向けた検討会議が進められています。



北海道が進める食育(食べ残し対策)
<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/shs/data/advance/leftover.html>

♡ 街頭活動・交通安全運動

平日毎朝 8～9 時に区内 2 か所において、日頃の活動や議会での取り組みなどについてお話ししています。また、毎週日曜日に路上にて交通安全の啓発活動を行っております。併せてごみ拾いや、冬季には歩道の除雪や滑り止め材撒きを行っております。見かけたらどうぞお気軽にお声がけください。



♡ 講演依頼

LGBTQ に関することをはじめジェンダー平等、人権などのテーマを中心に、各団体や学校、事業所などでの講演やトークセッションなどを行っています。また、高校や大学での研究発表のための問い合わせやインタビュー等も多数お寄せいただいています。多様な人が認められ、活躍できる社会を目指す上で、わたしの生き立ちに関する話や議会でのこれまでの取り組みなどについて多くの方に知っていただくことは重要な活動と考えていますので遠慮なくお問い合わせいただければと思います。オンラインでの講演も受け付けています。



ふちがみ綾子プロフィール

1975 年佐賀県生まれ。1997 年富山大学卒業。1999 年北海道大学大学院修了。北海道大学低温科学研究所勤務。2000 年農林水産省北海道農業試験場勤務。2001 年ニューハーフショークラブららっつー勤務。2019 年北海道議会議員に初当選。現在 2 期目。民主・道民連合 政策審議会筆頭副会長
所属委員会：総合政策委員会・産炭地振興・エネルギー調査特別委員会

道政通信電子版をご希望の方へ



紙媒体からデータでの受け取りに変更を希望される方については、公式 LINE からお送りさせていただきます。上記 QR コードよりご依頼ください。

紙媒体からデータでの受け取りに変更を希望される方については、公式 LINE からお送り

♡ ふちがみ綾子事務所



〒065-0011
札幌市東区北 11 条東 8 丁目 1-3 高岡ビル 1 階
TEL: 011-733-6007 FAX: 011-733-6008
ふちがみ綾子公式ウェブサイト
<http://fuchigamiayako.jp/>

